

国際人権規約と部落差別の撤廃

友 永 健 三

はじめに

日本は「国際人権規約」を一九七九年六月に批准した。三カ月後の九月二三日に同規約は日本に対して発効した。以後、「国際人権規約」は、憲法と並んで日本の国内法の根幹を形成している。ということは、同規約の水準に照らした国内法の整備、行政施策の見直し、さらには裁判の進行為が求められることとなる。

けれども、このことは、立法、行政、司法関係者に十分認識されているとはいえない。これでは、日本が国際人権規約に批准した意義がない。同規約の日本に対する発効一四年を迎えようとしている今日、改めてこの規約の水準に見合った各方面での対応が求められている。

その際、政府関係者はもとより、日本国内において差別撤廃と人権確立を求めている運動体や研究者、各級議員やマスメディアの関係者、さらには弁護士などが果たす役割は大きい。

とともに、国際的な働きかけも重要な役割を担っている。「国際人権規約」の内、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」と略）の場合、第四〇条の規定にもとづき、この規約の当事国は、この規約を国内においてどのように実施しているかについて定期的に報告書を提出することが義務づけられている。（批准直後は一年以内、その後は五年毎）そして、提出された報告書は、一八名の委員からなる「自由権規約」委員会によって審理され、一般的な評価を付して国連総会に公表されることとなっている。

「自由権規約」委員会による審理は一カ国あたり、通常二日間程度費して実施されており、各委員から、かなり具体的な質問が当該政府に対してなされている。その際、委員独自の調査・研究によるものもあるが、関係の民間団体（NGO）から送付された「カウンター・レポート」も参考にされている。

また、政府報告書が作成される過程で、関係する民間団体（NGO）と話し合いの場を持っているオランダのような国もある。そして政府報告書が作成される過程とその審議を通して、当該国の人権状況が改善されている。

日本の場合、今回のものも含めて過去三回にわたって「自由権規約」に関する政府報告書が提出された。この内、先の二回については、すでに「自由権規約」委員会によって審理が実施された。第一回目の審理においては部落差別や女性差別、さらにはアイヌ民族の問題などが委員によって質問された。第二回目の審理においては精神障害者が置かれている実態や代用監獄制度の問題についての質問が出された。

このような取り組みもあって、例えば一九八五年六月には、日本は女性差別撤廃条約に批准し男女雇用機会均等法等を整備した。また精神障害者に関する法律を一部改正

し、処遇の改善が迫られるところとなった。

こうして、差別なり人権侵害は、今日明確に「国際的関心事項」となっており、国内的な努力のみならず、国際的な働きかけによっても改善されてきていることがわかる。

本稿は、以上の観点を踏まえて、「自由権規約」に関する日本政府の第三回報告書の内、主として部落問題に関する問題点を指摘し、その改善を期待するものである。

三回に及ぶ政府報告書の比較

第三回政府報告書において、直接部落問題に言及して報告されている箇所は、「自由権規約」の第二六条に関係したところだけである。

少々長くなるが、まず、その全文を引用しておく。

「政府は、同和問題は日本国憲法に保障された基本的人権に係る重要な問題であるとの認識のもとに、一九六九年以来、二〇年余りの間に三度にわたる特別措置法を制定する等重要課題の一つとして関係諸施策の推進に努めてきた。その結果、生活環境の改善を始めとして、同和関係者の住む地区の生活実態の改善、向上が図られ、現在では、同和関係者の住む地区とそれ以外の地域との格差は、平均的に見れば、相当程度は正されてきている。一方、心理的

差別についてもその解消が進み、その成果は、全体的には着実な進展を見せているものの、結婚、就職等についての差別事件は根絶されていない。

したがって、人権尊重の立場で粘り強く啓発活動を展開し、差別を生み出している心理的土壌を変えていくよう、今後とも創意工夫をこらし効果的かつ積極的な啓発を展開していく必要がある⁽²⁾。

部落問題に関するこの報告は、第一回、第二回の政府報告書のそれと比較したときより、詳細に報告されているといえよう。

ちなみに、第一回政府報告書では、部落問題に関する記述は全く無かった。けれども「自由権規約」委員会の審理の中で、委員からこの問題に関する質問がなされ、日本政府代表が「いわゆる『部落民』は日本の習慣に従うと『同和地区住民』と呼ばれるのが通常であるが、この人達は、日本国民であって、人種的、宗教的、文化的に、他の人達と異なっているわけではない。これらの人々に対する不平等な取り扱い、一部の日本人による不当な社会的偏見に由来している。しかしながら日本政府は、同和問題を極めて重要と考え、問題の解決に全力を傾けている」と答弁してひんしゅくを買うこととなった⁽³⁾。

そこで、第二回政府報告書では、「自由権規約」の第二

六条に関係して、次のようにふれられることとなった。

「また、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている同和地区住民に対しても、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等を目的とする特別な事業措置を講ずることにより、地区住民の生活の安定、福祉の向上を図っている⁽⁴⁾」

先にもふれたように、この第二回報告書の部落問題に関する報告と、今回のそれを比較したとき倍以上の分量になっている。さらに、その内容をみても、成果とともに今日の問題点にも言及している点で、前回よりも前進した報告であると評価することができよう。

けれども、「自由権規約」の内容に照らして、今日の部落差別の実態、さらには部落問題解決にむけた日本の現状をみたとき、政府報告書では指摘されていない問題や、十分にしかふれられていない問題があるといわねばならない。

以下、それを具体的にみてみよう。

同和对策事業未実施地域の問題

なによりもまず問題となるのは、現行の地域改善対策特

題となった差別図書『部落地名総鑑』が作成・販売されたのである⁽⁵⁾。

六、〇〇〇部落ということからみれば、およそ一、四〇〇カ所の部落が、「地対財特法」によって事業の対象地域から排除されているという重大な問題がある。

周知のように「自由権規約」の第二条第一項には「この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する」と規定されている。

さらに、第二六条では「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する」と定められている。

また、日本国憲法においても第一四一条一項では「すべて

定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」と略）が、法律の上で、同和对策事業を実施する対象地域を限定してしまっていることよって、同じ被差別部落でありながら事業が実施される部落と事業が実施されない部落を作り出している点だ⁽⁶⁾。

ちなみに、「地対財特法」の第二条では「この法律において『地域改善対策特定事業』とは、旧地域改善対策特別措置法（昭和五十七年法律第一六号。以下『旧地域改善法』という）第一条に規定する地域改善対策事業が実施された同条に規定する対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる…（中略）…事業で政令で定めるものをいう」と規定されている。

一方、政府総務庁は、「旧地域改善法」第一条に規定する地域改善対策事業が実施された同条に規定する対象地域を四、六〇三地区と発表している⁽⁷⁾。ところが全国水平社創立以来、部落解放運動の関係者の間では、「全国に六、〇〇〇カ所の部落が存在し、三〇〇万人の部落民がいる」と主張されてきている。

また、一九三五年中央融和事業協会が実施した実態調査によれば、全回に五、三六五カ所の部落が存在しているとの報告がなされている⁽⁸⁾。そして、この時に作成された『部落台帳』が元になって、一九七五年一月以降、重大な問

国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたわれている。

同じ被差別部落でありながら、およそ一、〇〇〇カ所にも及ぶ部落を法律の上であらかじめ排除していることは、「自由権規約」の第二条第一項ならびに第二六条、さらには日本国憲法第一四條違反といわねばならない。

残念ながら、政府はもとより民間団体においても、およそ一、〇〇〇カ所にも及ぶと推定される同和事業未実施地域の正確な数の確認、さらにはその全面的な実態調査はなされてはいない。

けれども、部分的には、その実態が明らかにされてきている。例えば、朝日新聞の北孔介記者によって書かれた『放置された一〇〇〇部落』や写真集『いのち 愛 人権部落差別は、いま 2』さらには、東日本部落解放研究所によって明らかにされた『桐生市被差別部落実態』などがある。これを見れば少なからざる部落が極めて劣悪な実態に放置されており、同和対策事業の実施を必要としていることは明らかである。

なお、この問題を解決していく上で一九八八年一月二六日新潟地裁で、「およそ『歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域』にあつて現に要

網の定める要件を満たしている者に対しては、当然対策事業が実施されるべきであり、地区指定がなされていないとの形式的理由により、その実施を拒否することは明らかに正当でない」などとした判決が出されていることも紹介しておこう。

現行の「地対財特法」が一九九二年三月末で期限切れを迎え、四月以降なんらかの「法律」が制定される見通しとなっているが、その法律では少なくとも、以上に指摘した重大な欠陥が改められるべきだ。

さらに、この際、同和対策事業未実施地域の正確な実態調査が実施される必要がある。

生活、教育、労働面等でも格差

次に、同和対策事業が実施されてきた地域の実態についてふれてみよう。

この点に関して、先にも紹介したように、今回の政府報告書では、「その結果、生活環境の改善を始めとして、同和関係者の住む地区とそれ以外の地域との格差は、平均的に見れば、相当程度は正されてきている」と報告されている。

確かに、一九六九年以降、三度にわたる「特別措置法」

の施行と、それにもとづく施策の実施により、部落差別の実態は、住環境面の改善を中心に一定程度進展してきたことは事実である。

けれども、住環境面での改善とて相当の事業量が残されているし、初期に実施された事業が老朽化したり、現在の水準に合わないという問題がある。さらに、生活や教育、産業や仕事面での実態は、まだかなり深刻な実態にあるといわねばならない。

例えば、生活保護受給率を見ると表1にあるように一九七一年と七五年、さらには八五年と比較した場合、若干の

表1 生活保護受給率の比較 (厚生省調べ)

年	全国(A) 0/00	部落(B) 0/00	倍率 (B)/(A)
1971	12.6	75.7	6.0
1975	12.1	76.0	6.3
1985	11.8	67.7	5.7

変動はあるものの、部落における生活保護受給率は、全国平均と比べて実に六倍もの高い比率を示している。

次に教育問題に関して学歴構成(一五歳以上人口)をみると、部落では、全国と比較して不就業・小学校中退か初等教育しか受けていない人が多く、逆に高等教育卒業者が非常に少ないという問題がある。

また、読み書き能力に関する実態をみると、部落の場合、「全く読めない」「カナなら読める」「漢字も少しは読める」を合わせて、なんらかの形で読むことに不自由を感じている人は一五歳以上人口のおよそ一五パーセントとなっている。同様に、なんらかの形で、書くことに困っている人はおよそ二〇パーセントとなっている。周知のように日本政府は、一九六四年にユネスコの調査に対して「日本では、識字の問題は完全に解決済みである」との回答をしているが、その中で、以上に紹介した部落における非識字の実態は部落差別の深刻さを象徴している。

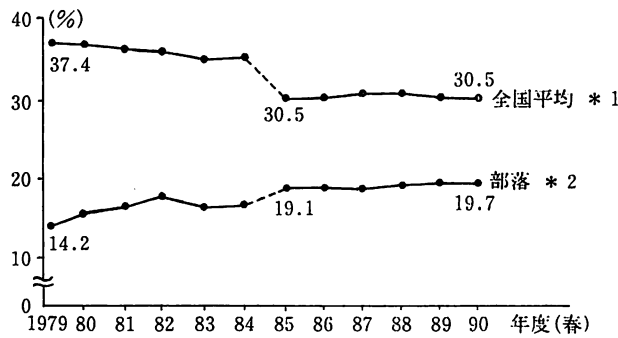
また、高校進学状況のみでも、表2にあるとおり部落のそれは、全国平均に接近しているものの、一九七五年以降数ポイントの格差は開いたままである。これに、表3にある中途退学の状況を加味すると、今日でもなお一〇ポイント程度の格差が開いている。

さらに、大学・短期大学の進学率をみると、表4にあるとおり、今日でも全国平均の六割程度にとどまっており、明確な格差が存在しているといわねばならない。

次に仕事の問題であるが、部落の労働者の特徴として、①常雇いが少なく、不安定雇用の比率が高い、②零細企業に勤務する労働者が多く、大企業に勤務する労働者は少ない、③管理職層やホワイトカラー層は少なく、いわゆるブ

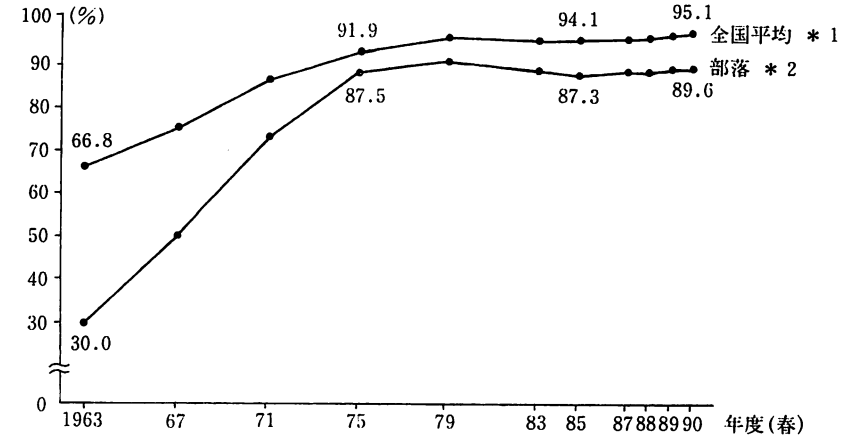
が、農地を保有していない部落も少なくない。たとえ農地を保有していたとしても、面積が狭く、日当りや水はけが悪くという問題を抱えている。その結果、農業による売り上げは、他の農家と比較して半分程度にとどまっている。

表4 大学・短大進学率



(注) * 1…全国平均は文部省学校基本統計による。
 * 2…部落の解放奨学金受給者のみ対象。
 * …1985(S60)年より、現役進学率。

表2 高校進学率



(注) * 1…全国平均は文部省学校基本統計による。
 * 2…部落のすべての子どもを対象。

部落の産業についても、個人や家族労働によって支えられている「生業」とでも呼ぶべきものが大半で、労働時間も長く、収入も少なく、後継者もないという問題がある。さらに、食肉や皮革などの伝統的な産業についても自由化が叫ばれる中で廃業に追い込まれている企業が増加している。

以上に紹介した今日の部落差別の実態の一端をみても、「自由権規約」第二六条の後段で指摘されている、これらの実態が改善されるために「平等のかつ効果的な保護」が求められていることは明らかだ。

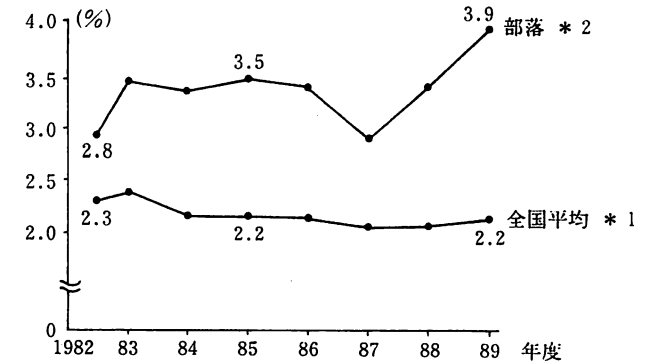
なお、「平等のかつ効果的な保護」に関して「自由権規約」委員会が採択した一般的な性格を有する意見18(7)の10を以下に紹介しておく。

「委員会は、また、平等の原則が、時として当事国に対して規約が禁止する差別の原因となり又は差別を永続化することを助長する諸条件を減少させ又は撤廃するために積極的措置(affirmative action)をとることを求めていることを指摘したい。例えば、住民の一部にみられる一般的な諸条件により、それらの者が人権を享有することを妨げられ又は害されているような国家は、そのような条件を解消させるための特別の措置をとるべきである。そのような措置には、特定の事項において、当分の間、当該住民集団に

ルーカー層の職種に集中しているという実態がある。この結果、部落の労働者の収入は全国平均と比較したとき七割程度にとどまっている。

さらに、全国の部落の八割は農村地帯に散在している

表3 高校中退率



(注) * 1…全国平均は文部省学校基本統計による。
 * 2…部落の解放奨学金受給者のみ対象。

対して、その余の住民に比して優先的な取扱いを行うことが含まれるであろう。しかしながら、そのような措置は、それが事実上の差別を解消させるために必要である限りにおいて、規約上、合法的な区別の例にあたる」(村上正直⁽¹⁸⁾ 訳)

悪質な差別事件も野放し

次に第三回政府報告書でも「結婚、就職等についての差別事件は根絶されていない」と指摘されている差別事件の実態と「自由権規約」との関係についてふれておこう。

一つは、就職差別事件であるが、今日なおも跡を断たない。例えば、一九八五年二月、大阪府東大阪市にあるサンエスの工場責任者が同企業を訪問した高校教諭に「当社は同和地区出身者と在日朝鮮人は採用しない方針を持っている」と公言するという事件が生起している⁽¹⁸⁾。また、一九八九年四月、東京に本社のあるブルーチップスタンプ社が、資料①にあるように「部落出身者は絶対採用しない。採用してからでは手遅れであり、予防すること」などとした採用規定を持っていたことが発覚している⁽¹⁹⁾。

これらの事件は陰然と行われている就職差別事件の「氷山の一角」にすぎない。日本には、このような就職差別事

件を明確に直接禁止した法律は存在していない。ちなみに、日本は就職差別を禁止したILO一一一号条約にも入っていない。

次に、プライバシーの侵害に関する最近の実態についてふれておこう。

一九九〇年九月、東京の行政書士と社会保険労務士(兼行政書士)が、大阪の興信所の求めに応じて職務上請求の名目で戸籍謄本をとり、ファックスで大量に送っていた事件が発覚した⁽²⁰⁾。

二人の行政書士に戸籍謄本の不正入手を依頼していた興信所は、大阪に事務所をもつ「J R 日本調査サービス会社 恵子調査室」と判明。ところが、同興信所は入手した戸籍謄本を、さらに大手興信所である「株式会社大調」(本社・大阪市)に転売していた事実が明らかになっている。

さらに、同年一月、佐賀県佐賀市でも行政書士が同市内の興信所に対して、行政書士だけが業務に関して使うことのできる戸籍謄本請求用紙三〇〇枚を二年間にわたって横流ししていたことが発覚している。

戸籍謄本請求用紙問題では、一九八九年九月、福岡市の弁護士二人が専用の請求用紙を興信所に渡し、九〇年九月に業務停止の処分を受けたばかりで、この種の問題の根深さを示している。

周知のように、戸籍謄本には本人のみならず家族関係に關係した事項も記載されているし、本籍地も明記されている。そのため従来から、これが結婚や採用に際して部落差別調査に悪用されてきた歴史がある。そこで一九七六年三月以降、ゆるやかな形で戸籍の公開制限という措置が講じられてきているが、今回明るみになった一連の事件は、これらの措置が不十分であることを示している。

従って、部落差別の助長・拡大に通じるような戸籍謄本の入手を明確に禁止するとともに、当事者の同意を得るか、少なくとも当事者の知る状態でしか、戸籍謄本を入手できなくするといった抜本的な方策の導入が求められている⁽²¹⁾。

なお、プライバシーの法的保護に関して、「自由権規約」の第一七条では、以下のように規定している。

「1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。」

差別事件の最後に、パケット通信差別事件を紹介しておこう⁽²²⁾。

この事件は一九八九年五月、宮崎県で同和教育に携わる

高校の教諭によって発見された。

パケット通信とはパソコンとアマチュア無線を使って行われる通信で、日本には二万人〜三万人の会員がいるといわれている。

パケット通信によって流された差別情報は多数に及んでいるが、その内容は大きく二種類に分けることができる。

一つは差別文書で、資料②を見ても明らかのように、極めて悪質な内容のものが数多く発覚している。

もう一つは『部落地名総鑑』とも呼ぶことができるもので、これまでのところ大阪や和歌山の『部落地名総鑑』が発覚している。とりわけ大阪のそれは一つの部落毎に、B5版の用紙で二頁もの説明が加えられた新種のものもあることが判明している。

このパケット通信を使った差別事件は、近年、全国的に続発している差別落書、差別投書、差別電話などの差別事件の延長線上に生じてきている問題である。

というのは、「実行者」は姿を隠していること、さらには許しがたい差別表現を使用していることなどで共通点があるからである。

ただ、パケット通信を使った差別事件の方が、これまでの差別落書や投書などよりも短時間の内に多くの人に差別文書を流布することができるという点で異なっており、よ

資料① ブルーチップスタンプ社の差別選考マニュアル

人事管理上のポイント

ブルーチップの社員として不適性（経営活動を阻害する恐れのある）な者は、絶対に採用しない。採用してからでは手遅れであり、予防すること。

- ① 同和者（部落出身者等）の取扱い
- ② 応募の問合せからすでに選考は始まっている。
- ③ 18歳未満の者（年少者）の採用
- ④ 採否決定時のチェック事項
 - (1) 在職期間……………履歴書の確認
 - (2) 退職理由……………懲戒解雇
 - (3) 組合活動……………積極的活動家か
 - (4) 思想傾向・政党活動……………特定の思想、政治活動は
 - (5) 前職が倒産している場合……………労働争議による倒産か
 - (6) 健康状態……………診断書提出後に異常が判明したときは採用を取消す

資料② パケット通信で送られている悪質な差別文書（1部）

原発が危険なものなら 部落につくればよい
 それもいやなら 韓国につくり 日本までケーブル引
 っ張って 送電してもらえ
 部落民は 昔から エタとか非人と呼ばれ 人間としてあつかわれていない
 いまもそうである
 奴らは 人間ではなく 人権など無い
 奴らは 殺しても よい
 奴らの所には 原発のような なまやさしいものはなく
 原爆実験場を つくれ
 奴らを 殺せ
 ヨツ エタ ヒニン ブラック チョニコ みんなカス
 や

1989年7月15日付で送信

り深刻だ。

また、この事件は『部落地名総鑑』差別事件との対比でもても重大な問題がある。なぜならば、一九七五年一月以来判明してきた『部落地名総鑑』差別事件は、全て、興信所・探偵社が営利のために編集・発行・販売していたことがわかってきている。けれどもパケット通信を使った『部落地名総鑑』差別事件の場合には、営利が目的なのでなく、差別そのものが目的となっており、この点においてもより深刻な問題といえよう。

ところが、日本では、以上に紹介したようなパケット通信差別事件を直接禁止する法律は存在していない。なるほど、この事件との関係では電波法が存在しているが、この法律によって禁止されているのは、「わいせつな情報を流布した場合」や「暴力で国家の転ぶくを呼びかけた場合」などに限定されていて、今回発覚したような悪質な内容は禁止されていない。

そのため、一九八九年五月にこの事件が発覚以降、当局による真剣な究明活動はなされておらず、実行者もつきとめられていない。そのみならず、その後もパケット通信を使用した差別通信が断続的に発見されている。

ちなみに、この事件との関連で「自由権規約」をみると、第一九条三項では「2の権利の行使には、特別の義務

及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、次の目的のため必要とされるものに限る。

- (a) 他者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」と規定されている。

また、第二〇条二項では、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」と定められている。

深刻な部落差別事件の実態を直視したとき、政府は国際人権規約を踏まえた国内法の整備を行うべきであろう。

なお、以上に紹介したこととの関係で、一九六五年八月に出された「同対審」答申では、「『差別事象』に対する法的規制が不十分であるため、『差別』の実態およびそれが被差別者に与える影響についての一般の認識も稀薄となり、『差別』それ自身が重大な社会悪であることを看過する結果となっている」と問題点を指摘し、「差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること」を具体的方策として求めていたことを紹介しておこう。

有効な救済機関が未整備

次に差別に対する保護救済機関なり制度の問題点についてふれておこう。

自由権規約第二条三項(b)では、この点について、「救済措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を發展させること」と規定されている。

けれども日本の現状を見たとき、この点に関しても問題がある。

例えば部落差別にもとづく差別によって結婚差別や就職差別を受けたとしても、前に紹介したように、これを直接禁止する法律は存在していない。

そこで民事訴訟によって裁判所に損害賠償を請求することとなるが、これまでの事例を見たとき、最終的な結論が出るまで少なくとも数年を要するという問題がある。さらには弁護士との協力も求めなければならず、そのための経費も必要だ。しかも、民事訴訟にもとづく損害賠償は基本的には事後的な措置がとられるにすぎない。

その結果、差別を受けた人の中で、民事訴訟にまで持ち

こむ人は極めて少ないという実状がある。

そこで、政府報告書によれば法務省人権擁護局と人権擁護委員による人権擁護制度があるとされているが、以下に指摘するような問題がある。

一つは、人数が限られているという点である。現在、日本には、全国に五〇の法務局並びに地方法務局が存在しているが、この中で人権問題を専門的に担当する職員は、法務省人権擁護局も含めて二〇〇名程度にすぎない。

第二に、法務省人権擁護関係職員が、人権問題を専門的に学習し訓練された職員でないという問題がある。具体的には、法務省の職員として採用され、登記などの仕事をしていた、人事移動で人権擁護関係の職場に配置されるといふ実態があり、その結果、人権問題に適切に対応できないという問題がある。

なお、法務省人権擁護局の幹部職員、例えば人権擁護局の総務課長や調査課長は、検事が派遣されているが、そもそも人権侵害は、政府職員や検事等によってもなされることとが少なくないという現状を直視したとき、政府や検察庁等から一定独立した機関として、人権擁護のための機関が設置されなければならないという根本的な問題がある。これが第三の問題点である。

第四の問題点としては、人権擁護関係職員の権限として

は、任意調査しかできず、人権侵害が明らかになった場合でも、説示・勧告といった注意処分しかできないという問題がある。このため、悪質な人権侵犯事件に対しては、全く有効な対応がなしていないという問題がある。

次に、人権擁護委員制度の問題点についてふれよう。人権擁護委員は、民間人の中から地方自治体の推薦を受けて法務大臣が委嘱しているが、全国で今日、一万三千名配置されているが、人権擁護委員の問題の第一は、質の問題である。人権擁護委員は、民間人の中から、人権問題について見識ある人を選ぶことになっているが実際は、名誉職化しており、必ずしも人権問題について見識ある人が選ばれているとは限らないという問題がある。

第二の問題点としては、人権擁護委員の大半が六〇歳以上の男性にかたよっており、女性が圧倒的に少ない、若年、中年層が少ない、被差別者、とりわけ定住外国人である在日韓国・朝鮮人が排除されている、という問題がある。

第三の問題点としては、人権擁護委員の活動は、ボランティアであり、経済的な裏付けがなされておらず、十分な活動ができないという問題がある。

また、第四の問題点としては、人権擁護関係職員の問題点でもふれたように、人権擁護委員も、全く強制権限を持っていないという問題がある。

このように、法務省人権擁護局や人権擁護委員は多くの問題点を持っている。そのため、近年各地で実施された部落実態調査において、差別を受けたとき「行政に相談した」と回答した人の比率は、わずかに一・二パーセントにすぎないという深刻な実態がある。

以上に紹介してきたような、差別に関する日本の法律や裁判の問題点、さらには法務省人権擁護局や人権擁護委員制度の問題点を直視したとき、国際人権規約を始め諸外国の経験にも学び、早急に抜本的な改善がなされなければならない。

糾弾闘争に対する妨害

最後に、部落解放同盟を中心とした民間運動団体によって実施されている差別糾弾闘争に対する法務省人権擁護局の妨害行為の問題点を指摘しておこう。

部落解放運動の関係者によって実施されている差別糾弾闘争が本格的に展開されるようになったのは、一九二二年三月三日の全国水平社創立以降である。それ以降今日まで七〇年間に及ぶ部落解放運動の展開の中で差別糾弾闘争は数々の成果をあげ、発展させられてきている。

この差別糾弾闘争を理解するためには、少なくとも以下

の点の認識が必要だ。

①差別は人を死にもおいやるほどの悪質な行為である。
②けれども日本では、この点の理解が稀薄で、差別は基本的に法律で禁止されていない。

③そこで、差別を受けた者が、差別をした者、もしくはその関係者に対して差別の不当性を指摘し、反省を求めるとともに、差別を生み出す土壌の撤廃を求めるという行動をとるしか道は残されていない。

④従って、差別糾弾闘争は、差別の撤廃と基本的人権の尊重を求める国際人権規約や日本国憲法に合致する正当な行為である。

なお、差別糾弾闘争の正当性については、八鹿高校差別事件に関連して大阪高裁が、一九八八年三月に、「そこで、具体的な主張の当否を判断するに先立ち、糾弾行為の許される一般の限界について考えてみるに、所論が述べるとおり、今日なお部落差別の実態には極めて深刻かつ重大なものがあるにもかかわらず、差別事象に対する法的規制若しくは救済の制度は、現行法上必ずしも十分であるとはいえない。そのため、従来から、差別事象があった場合に、被差別者が法的手段に訴えることなく、糾弾ということで、自ら直接或いは集団による支援のもとに、差別者にその見解の説明と自己批判とを求めるという方法が、かなり一般

的に行われてきたところである。この糾弾は、実定法上認められた権利ではないが、憲法一四条の平等の原理を実質的に実効あらしめる一種の自救行為として是認できる余地があるし、また、それは、差別に対する人間として堪えがたい情念から発するものであるだけに、かなりの厳しさを帯有することも許されるものと考える」と判断していることを紹介しておこう。²⁶⁾

ところが、法務省人権擁護局は一九八六年以降、部落解放同盟を中心とした民間運動団体によって実施されている差別糾弾闘争を公然と批判するだけでなく、具体的な妨害行動をとるに到っている。²⁷⁾

その際、唯一の根拠としているのが、一九八七年一二月に出された地域改善対策協議会の意見具申である。ところが、この意見具申は、被差別部落の代表を全く委員に加えないところで出されたもので、民主主義の出发点を欠落させた、なんら正当性を欠いたものである。²⁸⁾

それゆえに法務省人権擁護局によって行われている差別糾弾闘争に対する妨害行為は明らかに国家権力の乱用であって、国際人権規約や日本国憲法によって保障された権利を著しく侵害するもので、直ちに改められなければならない。

政府当局が実施しなければならないことは、差別糾弾闘

争に対する妨害ではなく、差別を根絶するための抜本的な法律の制定、実効のある救済機関の創設なのである。そして、このことが具体的に前進し、成果があがっていけば、自ずから差別糾弾闘争も変化していくことは当然のことである。

おわりに

現行の「地対財特法」は一九九二年三月末で期限切れを迎えるが、それ以降の法のあり方をどうするのかについて、現在、各方面で活発な論議が展開されている。

その一環として、一九九一年二月一日の地域改善対策協議会から意見具申が出された。それによれば、①引き続き法的措置が必要である、②改めて部落の実態と国民の意識調査を実施する必要がある、③今後の方向について審議する機関を設置する必要がある、などを指摘しており、基本的に評価できる内容となっている。²⁹⁾

さらに今後、部落差別の実態の中で、特に仕事や産業、教育や啓発に関する取り組みに重点を置いていく必要があることも指摘されている点も評価できる点である。

けれども九一年意見具申の中には部落差別の禁止にかかわった指摘が全くなされてないという問題がある。さら

に、「国際的な人権意識の高揚」といった一般的な指摘はあるものの日本が一九七九年六月に国際人権規約に批准したこと、従って部落問題の解決に際しても、国際人権規約を踏まえた方向を考慮する必要があることの具体的な指摘は全くない。その理由の一つとしては、九一年意見具申をまとめた地域改善対策協議会（定数二〇名）には国際人権法や憲法の専門家が一人も加わっていないかったという問題がある。

幸い今回の意見具申では、先にも紹介したように、全面的な部落差別の実態を調査し、今後の方向を検討するため審議機関の設置が求められているが、その中で、国際人権規約に合致した方向が打ち出される必要がある。また、そのための委員の選任も求められている。

さらに、①自由権規約に関する第一選択議定書（自由権規約が守られていない場合、個人からの申し立ても認めている）の批准、②社会権規約における三項目の留保（公休日の報酬、スト権、高等教育の漸進的無償化）の撤回、③子どもの権利条約や人種差別撤廃条約の早期批准といった基本的な課題があることも指摘しておこう。

なお、狭山差別裁判と自由権規約の関係については、おって掲載予定の論稿を参照されたい。

(1) 日本政府の「自由権規約」に関する第一回報告書は一九八〇年一〇月、第二回報告書は一九八七年二月、さらに第三回報告書は一九九一年二月に提出されている。その内容については、それぞれ『部落解放研究』二六号（一九八一年六月）、六四号（一九八八年一〇月）、そして本号に掲載されている。

(2) 本号八八頁。

(3) 『部落解放研究』二九号（一九八二年三月）九五頁、周知のように一九六五年八月に出された「同対審」答申では「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とされた。そして、これを受けて一九六九年七月以降、一連の「特別措置法」が制定され同和対策事業に取り組みられるところとなったが、この政府答申では「国の責務」という受け止め方が欠落してしまっていた。

(4) 『部落解放研究』六四号（一九八八年一〇月）一三八頁。

(5) 一九六九年七月に同和対策事業特別措置法が制定されて以降、本格的に同和対策事業という用語が各方面で使用されてきた。ところが一九八二年四月より、同法が地域改善対策特別措置法に引き継がれた段階で政府レベルでは地域改善対策事業と名称変更を行った。

けれども本稿では原則として、すでに定着している「同和対策事業」という表現を使っている。

(6) たとえば総務庁長官官房地域改善対策室『地域改善対策特

定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の解説』中央法規出版、一九八七年八月、四二四～四二五頁。

(7) 部落解放研究所『部落問題—資料と解説（第二版）』解放出版社、一九八八年四月、一三四～一三五頁。

(8) 友永健三 人権ブックレット16『部落地名総鑑事件 その教訓と課題』（一九八九年）

(9) 北 孔介 人権ブックレット15『放置された一〇〇〇部落』（一九八九年）、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会編『いのち 愛 人権 部落差別は、いま2』（一九九〇年、東日本部落解放研究所紀要『解放研究』二号、一九八八年）。

(10) 『部落解放研究』六一号、一九八八年五月、七九～九二頁。

(11) 例えば一九九〇年五月、大阪府が実施した実態調査によれば、大阪の部落に建てられている公共住宅のおよそ一七パーセント（三〇六戸）が建設省の定めている最低居住水準以下の住宅となっている。部落解放研究所刊『おおさか 部落の実態 一九九一年』、一九九一年七月を参照。

(12) 部落解放研究所編『図説 今日部落差別 第二版』、一九九一年一〇月、七八頁。

(13) 同右、九〇頁。

(14) 同右、五〇～六九頁。

(15) 同右、七〇～七七頁。

(16) たとえば前掲『おおさか 部落の実態 一九九一年』五一～五七頁。

(17) この点と関係して、「自由権規約」委員会が一般的な性格を有する意見187の9において、以下のような指摘を行っていることに注目する必要がある。

「多くの当事国の報告書では、法上の差別に対する保護に關連する立法上及び行政上の措置並びに裁判所の決定に関する情報は含まれているが、しかし、事実上の差別を明らかにするような類の情報は、きわめてしばしば欠如している。当事国は、規約の第二条第一項、第三条及び第二六条に關して報告する際、通常、個人の平等に關する自国の憲法の規定又は機会均等法の規定を引用する。このような情報が有益であることはもとよりのことではあるが、委員会は、公の当局、社会又は私人若しくは私的団体により実行されているかもしれない何らかの事実上の差別問題が残存しているか否かということを知ることを希望する。委員会は、そのような差別を減少させ又は撤廃することを目的とした法規定及び行政上の措置について通知されることを希望する。」（村上正直訳）

(18) 『社会啓発情報』二九号、一九八六年二月、六二～七二頁。

(19) 『部落解放』二九八号、一九八九年九月、一七～二二頁。

(20) 『ヒューマンライツ』三八号、一九九一年五月、四四～四九頁。

(21) 阪本昌成 人権ブックレット26『プライバシーと身元調査』参照。具体的には戸籍謄本がとられた場合、自動的に本人に通知がいくシステムを確立する方法がある。この為に必要な経費は戸籍謄本を請求した者に負担させればよい。

なお、ここで紹介した戸籍謄本の問題については、第三回政府報告書では全くふれていない。

(22) 『ヒューマンライツ』一九号、一九八九年一〇月、四～九頁、『部落解放』三〇八号、一九九〇年四月、二二～三七頁。

(23) 前掲『図説 今日部落差別 第二版』一八～一九頁。なお、この回答にある「行政に相談した」の行政とは、法務省人権擁護局や人権擁護委員だけでなく、地方自治体なども含んだ、更に広い概念であることを注意する必要がある。

(24) 「同対審」答申においても、法務省の内局として人権擁護局が存在していることに根本的な疑問を投げかけている。諸外国の例としては、例えば北欧には人権オンブズマン制度があるし、カナダやイギリスなどには政府から独立した人権委員会がある。

(25) 詳しくは、和島岩吉 人権ブックレット14『差別事件と糾弾権』（一九八九年六月）参照。

(26) 『ヒューマンライツ』創刊号、一九八八年四月。

(27) 小森龍邦『慟哭する人権擁護行政—法務省「人権侵犯の差別構造」解放出版社、一九八八年一月。』

(28) 部落解放同盟中央本部『地対協』意見具申に抗議する』、一九八七年一月。

(29) 九一年「地対協」意見具申の内容と評価については月刊『ヒューマンライツ』No.46（一九九二年一月）などに紹介されている。